

指定給水装置工事事業者の皆さまへ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「[水道法の一部を改正する法律](#)」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、[郵送にて通知](#)します。

●指定更新の要件

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）